

各種計画策定のご案内

国では、2020年10月、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、11月には、地球温暖化対策に国を挙げて取り組む「気候非常事態宣言」の決議が採択されました。

これを受け、各自治体では「ゼロカーボンシティ宣言」・「気候非常事態宣言」・「地域循環共生圏登録」・「気候変動適応計画」・「生物多様性地域戦略」・「SDGs目標達成に向けた環境アクションプラン」・「環境CSR報告レポート」などの計画策定において様々な施策により、脱炭素に向けた取り組みを加速させていくことが望まれます。さらに、再生可能エネルギーの導入など、脱炭素社会を実現するための施策にも取り組んでいく必要があります。

私たち、一般社団法人茨城県環境管理協会は、各都道府県に設置されている地球温暖化防止活動推進センターを併設しております。これまでの環境測定、調査、コンサルティング及び自然環境調査事業によるデータの集積と、温暖化防止活動推進員である市民からの声を集約した両輪を駆使し、幅広いサポート体制で自治体の各種計画策定を支援しております。

～きめ細やかなサポート～

◆会議運営の支援

- ・環境審議会・策定委員会等の資料作成や会議運営の支援、会議録の作成

◆計画策定後の運営もサポート

- ・計画の運営に際して、測定・調査はもちろん、会議支援や年次報告の作成などご相談もお受けします



～当協会のネットワークをフル活用～

◆環境管理協会として

- ・数多くの生物調査や環境測定保有情報の活用
- ・県内900社以上の当協会会員事業所との連携
- ・専門家とのネットワーク

◆茨城県地球温暖化防止活動推進センターとして

- ・地球温暖化対策の最新情報の活用
- ・温暖化防止活動推進員との連携
- ・常日頃からの市民意見の集約



～SDGs に向けて～

◆生物多様性分野の今を調査

- ・統計資料だけでは不十分な動植物の生息状況を現地調査

◆地域の環境を把握

- ・大気や水質の現状値を、把握したい場所で測定

◆ゼロカーボンに向けて

- ・環境省のマニュアルに基づき、行政区内の温室効果ガスの排出量を算定

◆住民・企業の環境意識や学校の取組状況調査

- ・子供たちを含んだ住民や企業の声、学校での環境教育等を調査し、計画に反映



～カーボンニュートラル社会を目指して～

◆ゼロカーボンや非常事態宣言など具体的な取組を進めていくための計画策定をサポート

◆地域の地球温暖化防止活動推進員に策定委員となって計画を後押し

◆地球温暖化対策実行計画(地方公共団体実行計画)、地域気候変動適応計画、再生可能エネルギービジョンも同時に策定できます



▼環境基本計画とは▲

環境対策の基本となる計画です。
環境基本法第15条で、政府は、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならないとされており、第7条では地方公共団体の責務として、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及び地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。

▼地方公共団体実行計画とは▲

CO₂削減の目標を設定する計画です。
地球温暖化対策の推進に関する法律第21条で、市町村は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定するとされており、その中で、計画期間、計画の目標、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項等を策定する計画となります。

▼気候変動適応計画とは▲

様々な災害や健康被害への対策を講じる計画です。
気候変動適応法第12条で、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、地域気候変動適応計画を策定するよう努めるものとしています。
令和6年の改正で、熱中症警戒情報等の法定化や、市町村長による指定暑熱避難施設の指定など、熱中症対策が強化されました。

▼再生可能エネルギービジョンとは▲

市町村の脱炭素に向けた再生可能エネルギーの活用について検討する計画です。
2030年度46%、2035年度60%、2040年度73%の段階的な削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる取組が求められており、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、促進区域の設定、導入調査、持続的な事業運営体制構築など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠です。

策定の流れ(例)

計画策定業務(自治体)

環境基本計画内容の整理

市内環境の現状等、基礎的調査の整理

市民・事業者へのアンケート調査

アンケート調査(環境意識調査)

環境の現状分析、課題の抽出・整理

指標・目標の検討・設定

基本施策・重点施策の検討

推進体制・進行管理の検討

パブリックコメント

計画案の完成

計画の完成

策定委員会(専門委員会)の開催(策定期間中に1~5回程度)

パブリックコメントの支援

環境基本計画の公表



一般社団法人 茨城県環境管理協会(茨城県地球温暖化防止活動推進センター)

担当:環境事業部 川島、齊藤、丹下

TEL:029-248-7431

FAX:029-240-1270

Email: ibaonse@kankyokanri.or.jp